

2020年5月1日

学生、院生並びに保護者の皆様

名古屋学芸大学

学長 杉浦 康夫

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急学生総合支援策について

本学では、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、感染リスクを抑えるために、オンラインによる遠隔授業を導入し5月11日からスタートさせます。

この間、大学側ではすべての教員がオンライン授業の準備を加速させると同時に、皆様のPC・通信環境の実態調査を進めてきました。この結果、オンライン授業受講に関する環境が充分でない場合が少なからず存在することが判明しました。

他方、新型コロナウイルス禍で保護者の収入の大幅減やアルバイト収入が途絶え、経済的に追い込まれる事態が起きています。

現下のこれらの状況に鑑み、本学では以下のような「**4つの対策を柱とする緊急学生総合支援策**」を早急にまとめ、実施することにしましたので、お知らせします。

「4つの対策を柱とする緊急学生総合支援策」

支援策1 緊急給付支援金 50,000円一律支給

オンライン授業受講に必要な機器（PC、WiFi機器等）や通信環境などを整備するための支援金として、**すべての学生（院生を含む）に一律に50,000円を支給**します。

可能な限り早い支給を目指し、その支給方法については改めてポータルシステムでお知らせします。

支援策2 コンピュータ（PC）の無償貸与

PCを持たない学生（院生を含む）に対して、**大学所有のPCを当面、2021年3月（最長）までを目途に無償貸与**します。

貸与の詳細に関しては、学部の教育特性がありますので、その状況に応じて学部で決定し、改めてポータルシステムでお知らせします。

支援策3 緊急経済支援特別措置（授業料減免）

今回の新型コロナウイルス禍に伴う経済状況の悪化（失職、倒産等）による保護者家計の急変や自立して授業料を支払う学生の皆様の学費納付が困難となる場合に対して、修学の継続を支援することを目的とした従来の**緊急経済支援特別措置（半期授業料の1/2減免/年1回）の対象人数を倍増する予算措置**を講じます。

緊急経済支援特別措置の詳細についても、ポータルシステムでお知らせします。

支援策4 前期分学納金延納期限の延長

従来から、前期分の学納金延納期限は7月末とされていましたが、この**納付期限を8月末まで、1ヶ月延長する措置を実施**します。

前期分学納金延納期限延長の詳細も、ポータルシステムでお知らせします。

以上「**4つの対策を柱とする緊急学生総合支援策**」を可及的速やかに実施します。

新型コロナウイルス感染症拡大予防のためとは言え、現在、大学キャンパスにおける修学環境を提供することができず、皆様の澁滞としたお姿を目にすることができないことは遺憾千万ではありますが、「雲外に蒼天あり」の喩えの如く、皆様と相見えるまでの間、一層の研鑽を期待しています。

以上